

2015年6月1日
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

5月29日の口永良部島（新岳）噴火により被害を受けられた皆さまに
お見舞いを申し上げます

このたび、5月29日の口永良部島（新岳）噴火により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、当社では、被害を受けられたお客さまのご契約について、下記の取扱いを実施いたしますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6ヶ月間に延長いたします。

2. 保険金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

【災害救助法適用地域】

<鹿児島県> 熊毛郡屋久島町 （5月29日適用）

ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター
電話 0120-324-386（無料）
※受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時
（日・祝日・年末年始を除きます）

以上